

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第238回 データ及び個人情報海外移転の評価、届け出義務の一部免除

2023年9月28日、中国国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」）は「データ越境流動の規範化と促進規定」の意見聴取稿（以下「意見聴取稿」）を公布し、データ及び個人情報の海外移転のケースの一部において評価や届け出手続き義務の免除を予定しています。意見聴取稿が正式に発効しますと、日系企業や組織の対応とコスト負担に極めて大きな影響を及ぼしますので、今回は、日系企業や組織が注目すべきポイントにつきまして解説いたします。

◇現在有効な法律制度は不透明で基準が厳しいという問題

データ安全法のデータ海外移転安全評価制度及び個人情報保護法の個人情報海外移転標準契約書届け出制度の規定は、いずれも原則的であり、CACは「データ海外移転安全評価弁法」と「個人情報海外移転標準契約書弁法」を制定し、具体的な基準を設定しました。

1. データ海外移転安全評価手続きを行う必要があるものは次の通りです。

(1) 海外に重要なデータを提供する場合。

(2) 重要な情報インフラ施設の運営者と100万人以上の個人情報者を処理し、海外へ個人情報を提供する場合。

(3) 前年度累計で海外へ10万人分の個人情報を提供するか1万人分のセンシティブ個人情報を海外へ提供する場合。

→ここで日系企業が困惑するのは、「重要なデータ」の認定基準が不明確なことです。現時点では、中国国家の安全か社会公共の利益と無関係なデータは、重要なデータではないと簡単に理解できるだけです。

2. 個人情報の海外移転標準契約書届け出手続きが必要なケースは次の通りです。

(1) 重要ではない情報インフラ施設の運営者。

(2) 個人情報の処理が100万人未満の場合。

(3) 前年度累計で海外へ10万人未満の個人情報を提供した場合。

(4) 前年度累計で1万人未満のセンシティブ個人情報を海外へ提供した場合。

これらのケースを超える場合、さらに厳格な個人情報海外移転政府評価か専門機関による認証手続きが必要となりますが、届け出手続きの最低基準や例外ケースは規定されておられません。

→ここで日系企業が困惑するのは、現地の日系企業の人数は非常に少ないため、個人情報の海外移転標準契約書届け出手続きを行う必要があるかどうかということです。現状では、たとえ一個人の個人情報でも海外移転させるのであれば、この届け出手続きが必要となっております。

◇CACが設定することを予定している免除事由

規則が不透明で、深刻条件が厳しく、行政手続きが複雑なことが企業や組織に大きな負担をもたらす問題について、外資系企業や外国の商工会を含め、社会各界より強い疑問と改善の要求が提起されています。CACが今回意見聴取稿を公布したのも、それらへの回答と見なすことができます。そのポイントは、次の通りです。

1. 重要なデータとして政府に告知されていないか公表されていないものは、データ海外移転安全評価を行う必要はない。

2. 以下のケースでは、データ海外移転安全評価を行う必要はなく、個人情報海外移転標準契約書を締結する必要はない。

(1) 国際貿易、学術協力、国をまたぐ製造及びマーケティング等の活動によって生じたデータの海外移転で、個人情報や重要なデータは含まれない場合。

(2) 中国国内で収集した個人情報を海外へ提供するものではない場合。

(3) 越境購入・越境送金・航空券やホテルの予約・ビザの手続き等、個人を当事者の一方とした契約の締結や履行のため海外へ個人情報を提供しなければならない場合。

(4) 人事管理を実施するため海外へ社内の従業員の個人情報を提供しなければならない場合。

(5) 1年間に海外へ1万人未満の個人情報を提供する予定の場合。しかし、個人の同意に基づいて海外へ個人情報を提供する場合、依然として個人情報所有者から同意を得なければならない。

(6) 緊急事態において自然人の生命や健康及び財産の安全を保護するため等で、海外へ個人情報を提供する場合がある場合。

3. 1年間に海外へ1万人以上、100万人未満の個人情報を提供する予定の場合、個人情報海外移転標準契約書を締結し、省レベルのCACで届け出した場合、データ海外移転安全評価を行う必要はない。しかし、個人の同意に基づいて海外へ個人情報を提供する場合、依然として個人情報所有者から同意を得なければならない。

4. CACの認可を受けて、自由貿易試験区は、当該エリアで手続きが必要な評価や届け出手続きのデータリスト（ネガティブリスト）を自ら制定することができ、ネガティブリスト以外のデータ海外移転は、データ海外移転安全評価の必要がなく、個人情報海外移転標準契約書を締結する必要もない。

5. 監督管理の要件に適合しないデータ処理者について、CACはまずは正し、潜在的なリスクを取り除くことを求める。是正を拒むか、著しい結果をもたらした場合、データ海外移転活動を停止するよう命ずる。

◇日系企業へのアドバイス

今回の動向から見て、CACは社会各界の意見を十分に理解しているようです。このため制定が予定されている免除事由は大きな突破口となり、ある程度日系企業や組織の負担を軽減するものと思われます。また、意見聴取稿が近日中に発効し、施行される可能性が高いため、まだ評価を開始していないか、届け出手続きを完了していない日系企業や組織は、本規定が正式に公布してから判断し、対応することができます。

雲南省の1～9月GDP4.4%増＝鉱工業は5.7%成長

中国雲南省の統計局はこのほど、今年1～9月の同省の域内総生産（GDP）が前年同期比4.4%増の2兆1746億0500万元（約44兆5660億円）だったと発表した。中国新聞網が23日伝えた。

このうち第1次産業の付加価値額は同4.5%増の2399億2200万元、第2次産業は2.6%増の7509億7800万元、第3次産業は5.5%増の1兆1837億0500万元だった。

一定規模以上の鉱工業企業による付加価値額は5.7%増。増加率は1～6月に比べて0.7ポイント上がった。（時事）